

# 山口県報

平成 24 年  
11月13日  
( 火曜日 )

## 目 次

- 告示  
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知の内容及び掲示場所  
( 森林整備課 ) ..... 一
- 公告  
特定非常利活動法人の設立の認証の申請 ( 二件 ) ( 県民生活課 ) ..... 二  
特定非常利活動法人の定款の変更の認証の申請 ( 県民生活課 ) ..... 二  
大規模小売店舗舗立地法第五条第一項の規定による届出 ( 商政課 ) ..... 二
- 選管告示  
政治団体の名称等 ..... 三  
政治団体の異動事項 ..... 三  
資金管理団体の名称等 ..... 四
- 公安委告示  
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項の講習会の開催 ..... 四
- 雑報  
争議行為の通知 ..... 五
- 山口県告示第四百五十三号  
森林法 ( 昭和二十六年法律第二百四十九号 ) 第三十三条の三において準用する同法第  
三十条の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第  
百八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。  
その要旨及び掲示場所は、次のとおりである。



平成二十四年十一月十三日

山口県知事 山本 繁太郎

### 一 通知の内容及び要旨

指定施設要件の変更予  
定に係る保安林の所在  
場所

保安林と  
して指定  
された指  
定施設  
要件

森林所有者又は登記した権  
利を有する者  
住 所 氏名又は名称

山口市徳地掘字越当一五  
〇三

土砂の流  
出の防備

立木の伐採の  
限度

神奈川県横須  
賀市馬堀海岸  
四丁目二

石田 亨大

### 二 通知の内容を掲示した場所 山口市役所

### 一 通知の内容及び要旨

指定施設要件の変更予  
定に係る保安林の所在  
場所

保安林と  
して指定  
された指  
定施設  
要件

森林所有者又は登記した権  
利を有する者  
住 所 氏名又は名称

岩国市錦町大野字早山三  
七一

水源の涵  
養

立木の伐採の  
限度

岩国市錦町大  
野九五八

岩本定次郎

字木鳥居

立木の伐採の  
限度

字木鳥居

字杉ノ杭

立木の伐採の  
限度

字杉ノ杭

錦町須川字上ノ山  
三九〇〇

土砂の流  
出の防備

立木の伐採の  
限度並びに植  
栽の方法及び  
樹種

川三九六九

錦町須  
河上 仁史

岩国市役所

通知の内容を掲示した場所

### 二 通知の内容を掲示した場所 岩国市役所

森林法 ( 昭和二十六年法律第二百四十九号 ) 第三十三条の三において準用する同法第  
三十条の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第  
百八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。  
その要旨及び掲示場所は、次のとおりである。



(五四八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十四年十一月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月十三日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 山口県病院脳神経外科医ネットワーク

代表者の氏名 山下 哲男

主たる事務所の所在地 宇部市野中五丁目一番五七号

三 定款に記載された目的

山口県民に対して、一般的脳神経外科疾患及び生活習慣病による脳疾患についての予防・早期発見・治療等に関する知識の普及啓発に関する事業を行い、県民の健康増進に寄与すること。

(五四九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十四年十一月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月十三日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 信愛会

代表者の氏名 衣川 信直

主たる事務所の所在地 周南市須々万本郷六五三番地の三

三 定款に記載された目的

障害者が地域生活を送るために必要な環境を整え、福祉の向上及び自立に寄与し、障害者問題に対する社会的理解を促進させること。

(五五〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年十二月二十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月十三日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人山口県東部泌尿器科研究会

代表者の氏名 廣中 弘

主たる事務所の所在地 岩国市錦見二丁目七番五〇号

(五五一) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年十一月十三日から平成二十五年三月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び美祢市建設経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月十三日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) ドラッグストアモリ美祿店  
 所在地 美祿市大嶺町東分二八七の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 ナチュラル株式会社 福岡県朝倉市一ツ木二一四八の一 森 信
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名  
 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名  
 ナチュラル株式会社 福岡県朝倉市一ツ木二一四八の一 森 信
- 四 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成二十五年六月十三日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 一、一九四平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
 (一) 駐車場の収容台数 四〇台  
 (二) 駐輪場の収容台数 二〇台  
 (三) 荷さばき施設の面積 九六平方メートル  
 (四) 廃棄物等の保管施設の容量 一一立方メートル
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
 (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻  
 ナチュラル株式会社 午前零時 午後二時  
 (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前零時から午後十二時まで  
 (三) 駐車場の自動車の出入口の数 三箇所  
 (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前六時から午後九時まで
- 八 届出年月日

平成二十四年十月十二日



山口県選挙管理委員会告示第百二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十四年十一月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年月日)
田中丈夫応援団	三好一敏	山本加津子	萩市大字上五間町500の1		平成24/10/5

政治団体の名称	代表者		主たる事務所の所在地	公職の候補者	その他の事項	届出(年月日)
	氏名	公職の種類				
電村としと後援会	電村 郷司	衆議院議員	山口市中央5丁目57番	電村 郷司	衆議院議員	平成24/10/11

山口県選挙管理委員会告示第百三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十四年十一月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (届出年月日)
		新	旧	
自由民主党美川支部	代表者 会計責任者	片山 原司 堀江 吉政	松尾 伸一 藤井 禎	平成24/10/19
いとなか誠後援会	事務所	岩国市美川町南条2400 上久原832の3 周東町19	岩国市美川町南条2464 上久原666の9	〃 〃 17
今元直寛後援会	代表者	木元 眞琴	雷田 安英	〃 〃 12
酒井博英後援会	名称 会計責任者	酒井博英後援会 村中 雅信	光維新の会 佐々木高久	〃 〃 〃
日本農業政治連盟山口県支部	代表者	枝廣 憲二	枝廣 圭介	〃 〃 30
藤村ごずえ後援会	代表者 会計責任者	藤村 聡弘 咲代	内田 義彦	〃 〃 2

山口県選挙管理委員会告示第百四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十四年十一月十三日

山口県選挙管理委員会 上 符 正 顯

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金名称		管理団体の所在地	代表者の氏名	備考 (指定届出年月日)
		名称	後援会			
富村 郷司	衆議院議員	富村さとし後援会		山口市中央5丁目7番/号	富村 郷司	平成24/10/11



山口県公安委員会告示第四十八号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」といふ。）第五条の三第一項の規定により、講習会を次のとおり開催する。

平成二十四年十一月十三日

山口県公安委員会

- 一 講習会の受講対象者
- (一) 初心者講習会
- 法第四条第一項第一号の規定による許可を受けようとする者
- (二) 経験者講習会
- 法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けようとする者
- 二 講習会開催の日時及び場所
- (一) 初心者講習会

開催日	開催時刻	開催場所
平成三五	二、四 午前九時三〇分	山口県警察本部
〃	四、一八 〃	
〃	六、一三 〃	
〃	八、二二 〃	
〃	一〇、一七 〃	
〃	一二、一一 〃	

(二) 経験者講習会

開催日	開催時刻	開催場所
平成三五	二、七 午後一時	山口県国庫警備官国西幹部交番
〃	四、一一 〃	
〃	六、一六 〃	
〃	八、一八 〃	
〃	一〇、一〇 〃	
〃	一〇、一〇 〃	

一 事件  
(一) 年末一時金の要求に関する件

平成二十四年十一月十三日

山口県知事 山本 繁太郎

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山口赤十字病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

争議行為の通知



平成二五  
一、 八 午後一時

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

山口県山陽小野田警察署厚狹幹部交番

山口県警察本部

〃 〃 〃

平成二五  
一、 二四 午後一時

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

(一) 諸手当の改善の要求に関する件

(二) 労働条件の改善の要求に関する件

二 日時

平成二十四年十一月十三日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

総合病院山口赤十字病院において山口赤十字病院労働組合に所属する組合員が従事

する全職場

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

平成二十四年十一月十三日印刷

発行人所

山口県知事庁